

鳥取市学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県産食材供給の仕組み作りや地域の食文化継承に繋がる活動等を支援することにより、学校や福祉施設等で提供される給食への県産食材使用率の維持・向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業等)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表第1欄に掲げる事業とする。

2 事業実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と認められる場合は、この限りではない。

(交付対象者)

第4条 本補助金の対象となる者は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

2 本補助金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所を有する者とする。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）と、同表第5欄の上限額のいずれか低い額で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請等)

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号、様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）であるとき又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、別表第6欄に掲げるもの以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第9条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助対象事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに様式第3号により市長に報告を行うこととする。この場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械装置及び器具等
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第11条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより自己に収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産について処分制限を経過するまでの間、財産管理台帳(様式第4号)及びその他の関係書類を整備し、保管しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月27日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第7条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	6 重要な変更
学校や地域と連携した 地産地消率向上支援事業	農業協同組合、 農業法人、 生産者グループ、 「食パラダイス鳥取県」 アンバサダー、 私立幼稚園等設置者、 福祉施設設置者等	<p>学校や福祉施設等で提供される給食への県産食材使用率の維持・向上に係る以下の取組に要する経費（委託費、機械・装置、器具・備品等の購入費、リース料、旅費、謝金、食糧費、会場借上料、消耗品費、借地料、試作材料費、サンプル費、検査料、パッケージ版下作成、PR用資材等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業推進計画の策定、供給組織の代表者、学校等受給施設、市町村、県等の関係者で構成する推進会議の開催 2. 農林水産物を学校給食等へ供給する組織の育成と活性化を支援する活動 3. 供給可能な農産物の実証圃の設置 4. 学校給食等への運搬体制の整備、県内の先進事例調査、農協等生産団体を含めての課題の検証、対策及びコストダウン等効率化の検討 5. 農業協同組合、他市町村との連携による広域的供給体制の整備 6. 地域の食文化継承につながる取組 7. その他目標達成に必要な事業 <p>ただし、1は必ず実施すること。</p>	1/2	1,000千円 (原則、3事業 年度を限度とし て補助する。)	本補助金の増額

年度学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業計画(報告)書
— 事業関係 —

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

項目	内容	補助対象経費	負担区分		備考
			市	その他	
		円	円	円	
合計					

- (注) 1 内容欄に期間、内容等の詳細を記入すること。
 2 備考欄には、機械・装置、器具・備品等の導入を行う場合及び借地を行う場合は、導入予定場所(導入場所)を記載すること。
 3 事業を行うに当たって、事業実施主体が自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙1に融資の内容を記載して添付すること。
 なお、記載した融資を受けようとする金額以外の項目に変更がある場合は、別紙1に改めて融資の内容を記載して添付すること。

3 他補助金の活用の有無 (有・無)

- (注)他補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。
 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載すること。

4 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等
 ・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)
 ※いずれか該当するものに○をしてください。

5 事業完了(予定)年月日
 年 月 日

※事業完了年月日とは、補助目的を達成し、かつ、補助対象経費の額が確定した日とする。

6 事業実施主体の概要

事業実施主体の概要	名称			
	代表者職・氏名			
	所在地等	〒		
連絡先	職・担当者名			
	電話番号	FAX		
	メールアドレス			

7 添付書類等

- (1) 事業費の詳細がわかる資料(見積書、カタログ等)
 (2) 特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」。
 選定理由には、他のメーカーとの機能比較(客観的に判断できる資料)により、目標を達成するために必要不可欠な理由を記載。
 (3) 実績報告時には、事業費が確認できる資料(領収書、売買契約書の写し等)及び事業実績の概要が把握できる写真、報告書等の成果物

別紙1

種目・項目	間接補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、 金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けよう とする金額 (融資を受けた金額)	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

年度学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業収支予算(決算)書

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
市補助金・負担金	円	円	円	円	
その他補助金・負担金					
計					

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

3 添付資料

事業実施主体の組織構成が明らかになる書類

実績報告書を提出の際は、補助対象経費について、支払毎に経費区分、支払金額、支払先、支払日、支払方法を記載した一覧表を添付すること。
ただし、支払件数が多数であることなどにより、これによりがたい場合は、証ひょう書の写しの保管などで代えることができる。
また、必要に応じて購入機器等の写真等を添付すること。

年 月 日

鳥取市長 様

氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令受 第 号で交付決定のあった鳥取市学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業費補助金について、鳥取市学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額(2から3の額を差し引いた額) | 金 | 円 |
| 5 添付資料 | | |
| (1)消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 | | |
| (2)課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し) | | |
| (3)課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表(写し) | | |

様式第3号 別紙(第9条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
 - 2 事業実施主体住所
 - 3 代表者職氏名
 - 4 補助事業名
 - 5 補助金額
 - 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
 - 7 6の計算方法や積算の内訳
- (1)補助対象経費(補助金の用途)の内訳

区分	課税仕入れ	課税売上	非課税売上	共通対応分	非課税仕入れ	合計
		対応分	上対応分			
経費の内訳						

- (2)課税売上割合 %
- (3)補助金に係る仕入控除税額の計算方法

財 産 管 理 台 帳

地区名(集落名)				事業実施年度			交付された補助金名								
事業の内容				工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
						負担区分									
実施年度	事業実施主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	県費補助金	市町村費	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
合計															

- (注)
- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。